

1. 石巻市震災復興事業

..... 石巻市

①石巻旧北上川河口部河川復旧・復興事業

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災の大津波により北上川及び旧北上川の堤防や水門などの河川管理施設に甚大な被害が発生。
- ・河川堤防の整備については、段階的安全性を向上、地域の復興まちづくりと整合を図る、洪水、高潮、津波（施設計画上の津波）に対応した河川堤防を整備し、平成32年度に完成予定。
- ・築堤工事13箇所のうち、8箇所にてICT活用工事を実施し効率化を図っている。



②石巻地区かわまちづくり

- ・石巻市では「石巻震災復興基本計画」及び「水辺の緑のプロムナード計画」において、堤防整備と併せてプロムナードを整備し、水辺と親しむことができる空間づくりを目指している。
- ・本事業は、震災からの復旧・復興の堤防整備や土地区画整理と併せ、国土交通省が親水護岸や管理用通路などを整備、石巻市が拠点施設の整備や休憩施設等を整備。
- ・災害に強く地域住民が安全に生活できる居住環境を確保した上で、市民や観光が賑わい集い交流できる水辺空間を創出し、地域の活性化を推進。



③一般国道398号内海橋災害復旧事業

- ・東日本大震災に伴う津波により被災した、国道398号の一部、内海橋を「新内海橋」として災害復旧事業において掛け替え。
- ・新内海橋は、現橋より上流側に位置し、延長202m、車道、歩道を含めた道路幅は14.5m。
- ・架設箇所付近であらかじめ地上で組立てた橋桁の先端に手延べ機や架設桁等の機材を組立て後、送出して掛け渡す、送出し工法を採用。
- ・平成32年に供用予定。



④石巻南浜津波復興祈念公園（仮称）

- ・石巻市南浜・門脇地区は、東日本大震災の津波と火災の延焼により約400名もの方々が犠牲になった場所。
- ・防災集団移転促進事業により住民が移転し、跡地は震災復興のシンボルとなる公園として復興計画に位置づけ。
- ・県営・市営公園として整備することとし、県営公園の中心部に国営追悼・祈念施設を国が整備。
- ・復興記念公園は、東日本大震災により犠牲となったすべての生命への追悼と鎮魂の思いとともに、「まちと震災の記憶を伝え」「生命のいとなみの杜をつくり」「人の絆をつむぐ」を基本理念として定めた。
- ・デザインは、市街化される前の風景である湿地や樹林地を復元。



2. 州崎地先海岸災害復旧事業

- 東日本大震災の大津波が直撃した同地区は、既設堤防や周辺道路が激しく損傷し、背後地では地盤沈下が生じた。
- 復旧する海岸堤防高は、津波堤防高（発生頻度が数十年から百数十年に一度程度発生する設計津波と高潮堤防高（高潮対策に必要な堤防高さ（余裕高1.0mを含む））を比較して高い方を採用し、州崎地先海岸の堤防高はT.P. +7.2mで高潮堤防高により決定（※既設堤防高：T.P. +4.0m～T.P. +6.2m）。
- 災害復旧事業は、上述の堤防高さで、復旧延長が約2.9km、このうち2.3km区間は堤防背後の海岸線を通る県道奥松島・松島公園線（復興道路事業で計画高はT.P. +6.2m）と一体的に整備。
- 堤防と共に背後道路を嵩上げすることで、道路から海が見える構造にする景観上の対策を実施。
- 堤防形式は緩傾斜式で、仮に津波が堤防天端を超えた場合でも施設が破壊・倒壊するまでの時間を少しでも長くするといった「減災効果」を目指した構造（“粘り強い構造”）とした。
- 当該箇所が特別名勝「松島」の指定区域内にあることから、災害復旧工事にあたっては所管する文化庁と協議し、特に海側法面に設置する被覆ブロックについては表面処理（擬石ブロックの設置）を行うなど景観に配慮した構造とした。

…………… 東松島市野蒜字洲崎地先



3. 仙台市東部復興道路整備事業（かさ上げ道路）

…………… 仙台市宮城野区～若林区

- 津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、物理的な「多重防御」「避難」のための施設整備等の総合的な対策を実施。
- かさ上げ道路の整備として、多重防御の要として、道路をかさ上げして堤防機能を付加。
- 避難道路の整備として、東部地域を東西に結ぶ3本の骨格道路について、人や車が円滑に避難できるよう拡幅整備を実施。
- 避難経路（既存の市道等）の整備として、主に集落の方々が、津波避難施設等へ円滑に避難できるように、既存市道等の一部改良を実施。
- 嵩上げ道路事業は、全体延長10.2km、道路幅員7～9m、盛土の高さ約6m（T.P. +7.0m）で整備を実施。

